

地方分権改革に関する提案募集への対応について（案）

平成 27 年 4 月 23 日
本 部 事 務 局

1. 対応方針

「関西圏域の展望研究」での検討や、「道州制のあり方研究会」で示された望ましい広域自治体の姿などを踏まえながら、府県域を越える行政課題に対応する広域連合に相応しい事務・権限については全て移譲を求める。

→ 関西広域連合が先頭に立って、国に事務・権限の移譲を強く迫っていくために戦略的な提案を行う。

2. 戰略的な提案を行うための対応

- ① 現行の広域計画や分野別計画に縛られることなく、「道州制のあり方研究会」などで示された各政策分野における広域自治体のあるべき姿などを踏まえ、広域連合に相応しい事務・権限について幅広く検討を行う。
- ② 具体の事務執行までには体制整備が可能であるため、現状の組織体制にはこだわらず、提案を行うこととする（移譲後の執行体制は併行して検討）。
- ③ 「府県」、「政令市」に移譲されるべき性質・内容の事務・事業であっても、各府省が広域的な視点での実施が必要として移譲を認めないものについては、まずは広域連合への移譲を求める。
- ④ 府県域を越える行政課題に対応する広域連合に相応しい事務・権限をまずは全て洗い出し、その後、個々の事務・権限についての検討を行う。
- ⑤ 構成団体からの提案についても共同して提案できるよう、関西広域連合を中心となって調整を行う。

3. 関西広域連合からの提案候補 別紙参照

大括りの提案を含めた 25 項目の提案を予定 (* 昨年の提案は 8 項目)

4. 提案に係る今後のスケジュール

提案内容の詳細については、本日の協議を踏まえ再度調整し、内閣府への事前相談を行った上で、次回（5 月 28 日）の連合委員会において協議
次回委員会の協議を踏まえ最終調整後、提案内容を決定し、内閣府に提出

募集期間	平成 27 年 3 月 23 日～ 6 月 10 日
事前相談（必須）	平成 27 年 3 月 23 日～ 5 月 29 日

関西広域連合からの提案候補（概要）

No. 1 関西圏の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務・権限

① 國土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲（国土交通省）

提案内容	國土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	広域地方計画協議会への広域連合の参画が認められていないため、計画への提案を目的とする研究会の成果を反映できておらず、地域の実情を踏まえた計画となっていない。そもそも、地方創生時代における広域地方計画の策定は、地方自治体側の自主性・主体性に委ねるべきである。

② 國土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し（国土交通省）

提案内容	國土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。
具体的な支障事例、効果	土地利用基本計画は、個別規制法に合わせたもので形骸化し、策定する意義は乏しい。また、事前協議も指針に基づく運用とすれば足りる。現在、昨年の提案を受け運用の見直しを進められようとしているが、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組むことができる運用に見直すべきである。

③ 近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止（国土交通省）

提案内容	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限や、近郊整備区域等の各区域指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。
具体的な支障事例、効果	近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断する必要があり、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるようにすべきである。

④ 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲（国土交通省）

提案内容	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	関西広域連合が府県間の意見調整等を図ることが可能であり、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を移譲すべきである。

⑤ 複数府県に跨がる河川流域に係る「流域水循環協議会」の事務局機能の位置付け等（内閣官房）

提案内容	流域水循環協議会の事務局機能について、府県が担うことを中心とし、複数府県に跨がる河川流域にあっては、関西広域連合がその機能を担うよう位置付けることを求める。
具体的な支障事例、効果	複数府県に跨がる河川流域の協議会は、府県の連携組織を基本としつつ、関西では、関西広域連合が流域の今後の取組の方向性等を検討しており、関西広域連合が協議会の事務局を担う仕組みをつくるべきである。

⑥ 複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等（農林水産省）

提案内容	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	現在、河川管理者が府県である場合に限り移譲を検討されているが、その場合に限る必然性はなく、すべて府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がる流域のものは、関西では、関西広域連合が十分対応が可能である。

⑦ 国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲（環境省）

提案内容	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	一定の基準により処理できるこれらの権限は、公園の保護と適正利用の適切なバランスを考慮しつつ迅速に処理する観点から、府県への移譲を基本とし、山陰海岸国立公園に係るものは関西広域連合へ移譲すべきである。

⑧ 国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲（環境省）

提案内容	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	国定公園は、国の公園計画に基づき府県が管理し、府県の自主性・主体性が尊重されていないため、国との協議を踏まえ、地域の実情に応じて地方公共団体が決定すべきで、複数府県に跨がるもののは、関係府県の調整を基本に、関西では、関西広域連合が中心となって定めるようにすべきである。

No. 2 広域的な医療・介護提供体制の確保のための事務・権限

⑨ 診療報酬決定権限の一部の移譲（厚生労働省）

提案内容	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	医療提供体制の不足している地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。

⑩ 介護報酬決定権限の一部の移譲（厚生労働省）

提案内容	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	介護サービス提供体制の不足している地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。

⑪ 保険医療機関の指定・監督権限の移譲（厚生労働省）

提案内容	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部と併せて、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	診療報酬の決定権限の一部の移譲にあたり、地方厚生局における地方社会保険医療協議会の関西広域連合への移管を想定しているため、同協議会で審査を行っている保険医療機関の指定・監督権限も一体的に移譲すべき。

No. 3 関西における広域的な産業振興・農林水産業振興のための戦略的支援施策の決定権限

⑫ 産業振興に係る決定権限の移譲（経済産業省）

提案内容	関西圏の広域的な産業振興を図るため、国からの財源移譲（国の各種補助金の財源を一括交付金として関西広域連合へ移譲）により、地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。
具体的な支障事例、効果	産業振興における国の役割は、国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の成長戦略を自律的に策定し、総合的かつ一体的な施策を展開すべきである。関西広域連合では、関西における広域的な産業振興に取り組んでおり、関西圏の各地域の現状や課題を踏まえて策定する産業振興計画をもとに、国からの財源移譲を受け、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことで、より効果的な産業振興の推進が可能となる。

⑬ 農林水産業振興に係る決定権限の移譲（農林水産省）

提案内容	関西圏の広域的な農林水産業振興を図るために、国からの財源移譲（国の各種補助金の財源を一括交付金として関西広域連合へ移譲）により、各地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。
具体的な支障事例、効果	農林水産業振興における国の役割は、全国的な統一性を必要とする政策課題について基本的な制度設計を行うことなどにとどめ、具体的な振興施策は、地方の裁量に委ね、国からの権限・財源の移譲により地域の個性を活かした政策が推進できるようにすべきである。関西広域連合では、広域的な農林水産業振興に取り組んでおり、関西圏の各地域の現状や課題を踏まえて策定する農林水産業振興計画をもとに、国からの財源移譲を受け、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことで、より効果的な農林水産業振興の推進が可能となる。

No. 4 大学設置認可及び補助金交付に係る事務・権限

⑭ 大学設置認可に係る事務・権限の移譲（文部科学省）

提案内容	大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加するとともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認可権限の移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	まちづくり、人材育成、雇用創出等、地方大学による地域貢献を進めためには、大学の新規設置・充実が不可欠であり、地方の実情に精通した広域連合が大学設置認可を行うことで地方創生の推進が可能となる。

⑮ 地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲（文部科学省）

提案内容	地方大学の新規設置・拡充がなされる場合には補助金増額を行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	地方大学の新規設置、充実には、補助金増額のインセンティブが効果的であることから、地方の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体になることにより地方創生の推進が可能となる。

⑯ 地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲（文部科学省）

提案内容	地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の増額を行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	地方大学による多数の外国人留学生の受入れにより、地域の活性化、地域の国際化等に資することから、地方の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体になることにより地方創生の推進が可能となる。

No. 5 地方への移住を希望する高齢者に対応できる制度の充実

⑰ 介護保険における住所地特例の適用対象の拡大（厚生労働省）

提案内容	首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等へ里帰りする場合に、必須サービス（安否確認・生活相談）のみの場合も住所地特例制度の対象とすることを求める。
具体的な支障事例、効果	首都圏では大量の待機者の発生が見込まれ、施設の新設には膨大なコストがかかるが、当拡大で建設コストの削減が可能となる。出身地では将来的に介護余力の発生が見込まれ、介護従事者の雇用の場の確保にも繋がる。

No. 6 地方への移住を希望する高齢者に対応できる制度の充実

⑱ サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和（空家の有効活用）（国土交通省・厚生労働省）

提案内容	既存の空家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。
具体的な支障事例、効果	サービス付き高齢者向け住宅として空家を有効活用することで、地方移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空家対策の解決を図る。

No. 7 地方創生にむけた広域的な取組の推進

⑯ 広域連合における地方版総合戦略の策定等（内閣官房）

提案内容	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。
具体的な支障事例、効果	関西圏の地方創生に向けて、府県域を越える広域行政課題の解決や、広域行政の推進に独自に取り組んでいる関西広域連合を加えるべきである。

No. 8

⑰ 大規模災害における広域連合の代行（内閣府）

提案内容	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け機能不全に陥った場合に備え、関西広域連合が代行する規定の創設を求める。
具体的な支障事例、効果	南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害時に広域連合と構成団体が一体となり、あらゆる事態に対応しうる、実効性のある対応体制の確立を図る。

No. 9

㉑ 大規模災害発生時の外国人医師の受入れ（厚生労働省）

提案内容	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とする法的な枠組みを求める。
具体的な支障事例、効果	国民保護法の外国医療関係者による医療の提供許可の規定のように、今後の大規模災害に備え、法的な枠組みを整備すべきである。

No. 10

㉒ 自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給（外務省）

提案内容	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。
具体的な支障事例、効果	地方公共団体でも地方創生の一環として諸外国と経済・国際交流を活発化させる中、自治体職員にも公用旅券を発給することにより、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるようにすべきである。

No. 11

㉓ 観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限（国土交通省）

提案内容	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限（広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く）の広域連合への移譲等を求める。
具体的な支障事例、効果	広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みづくり等で国が地域間の調整を行うのは難しいが、関西広域連合であれば広域的に調整を行い、地域の総合力としての誘客が可能となる。

No. 12

㉔ 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大（総務省）

提案内容	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その見直しを求める。
具体的な支障事例、効果	広域連合では、国からの移譲事務と、関連する構成団体からの持ち寄り事務を同時に一體的に処理することを考えているが、要請権の行使に先立ち、関連事務の持ち寄りを求められることで、実質的にその行使ができないことになっている。

No. 13

㉕ 特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者指導・処分等権限の移譲（経済産業省）

提案内容	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者指導・処分等に関する事務について関西広域連合への移譲を求める。
具体的な支障事例、効果	府県が単独で事業者の行政処分（業務停止命令）を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域外では業務等を継続できるなど、処分の効果は限定的なものとなることから、広域的な対応が必要である。

No. 1	関西圏の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務・権限
提案の具体的な内容	<p>1 國土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限について、関西広域連合への移譲を求める。</p> <p>2 國土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。</p> <p>3 近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画の決定権限や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。</p> <p>4 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。</p> <p>5 流域水循環協議会の事務局機能について、府県が担うことを基本とし、複数府県に跨がる河川流域にあっては、関西広域連合がその機能を担うよう位置付けることを求める。</p> <p>6 重要流域内に存する民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がる重要流域に係るものについては、関西広域連合への移譲を求める。</p> <p>7 国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。</p> <p>8 国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>国土の総合的な形成と土地利用・整備・保全の推進については、全国総合開発計画により地域間の均衡ある発展、東京一極集中の是正を目指したが、5次にわたる計画においても克服されず、「特性に応じて自立的に発展する地域社会」等を目指す國土形成計画法が制定された。</p> <p>しかし、國土形成計画法においても、広域地方計画は「全国計画を基本として」策定することとされ本省権限となり、地方の意見は聞いてはいるものの、東京の視点による策定となっているなど、各圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全の推進体制は、未だに中央集権型の推進体制となっている。</p> <p>東京一極集中を是正し、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、各圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全の推進について、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直していくべきである。</p>

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

1 國土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲

広域地方計画については、地方整備局が事務局となる広域地方計画協議会の協議などを経て、国土交通大臣が「全国計画を基本として」策定することとされており、国主導・中央集権型の広域地方計画の策定となっている。

関西においては、行政の一分野を担う国土交通省とは異なり、経済、社会、文化等あらゆる分野にわたる施策の総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西における広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。

その一環として、関西広域連合では、近畿圏広域地方計画の素案作成、地方分権における全国の先導役を果たしていくことを念頭に、関西圏域の展望研究会を設置した。研究会では、2050年の中長期の姿を見据えて、今後、どのような政策を展開していくべきか、各府県市と共有できる「骨太の政策コンセプト」を提案することを使命と考え研究を進め、平成27年3月、中間報告書をまとめた。

しかし、広域地方計画をまとめる広域地方計画協議会では、関係府県、指定都市は協議会に参画し意見を述べる機会はあるが、関西広域連合は、昨年の提案募集をはじめ、再三に渡って参画要請にも関わらず認められず、平成27年3月に、構成団体の首長全員の連名により強く要請し、漸くオブザーバーとしての参加が認められたにとどまり、未だに参画できていない。なお、関西広域連合の前身である関西広域機構（平成23年9月30日解散）は、協議会メンバーであり、機構の解散時の理事会において、関西広域連合が協議会参画の後継指名を受けている。

そのため、関西広域連合は、協議会において意見を述べる機会は与えられておらず、研究会の成果を反映することは現時点できていない。これはまさしく、地域の実情を踏まえた計画となっていない証左である。

そもそも、地方創生時代における広域地方計画の策定は、地方自治体側の自主性・主体性に委ねるべきであり、関西広域連合の広域地方計画協議会への参画はもとより、協議会の事務局についても関西広域連合に委ねるべきであり、さらに、策定権限についても、関西広域連合へ移譲すべきである。なお、国をはじめとする関係行政機関との協議について、関西広域連合が実施することは十分に可能である。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

2 國土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し

府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。

また、計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。

現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組むことができる運用の見直しをすべきである。

3 近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限や、各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止

近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るために近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域の指定については、関係府県・関係指定都市等の意見を聞くこととはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議して決定・指定することとなっており、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければいけない。

関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西における広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。

近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけではなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>そのため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設設計画・都市開発区域建設設計画の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるようにして、近畿圏における地方創生を実現していくべきである。なお、国との関係においては、移譲した権限については、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものと考える。</p> <p>4 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲</p> <p>都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。</p> <p>しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。</p> <p>したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲すべきである。</p> <p>5 複数府県に跨がる河川流域に係る「流域水循環協議会」の事務局機能の位置付け等</p> <p>水循環基本法第16条に基づく流域の総合的かつ一体的な管理を行うための体制として、水循環基本計画原案において、「地方公共団体は、流域水循環協議会による流域水循環計画の策定と計画に基づく水循環政策を推進するための組織体制の整備等必要な措置を講じる」とされており、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」(法第5条) 地方公共団体において、協議会を設置し、事務局を担うことを基本とすべきである。</p> <p>また、複数府県に跨がる河川流域にあっても、府県の連携組織を基本としつつ、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合が存在し、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であり、また、現在「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」を設置し、今後の取組の方向性等を検討していることから、関西広域連合が協議会を設置し、事務局を担いたいので、その方向で仕組みをつくっていくべきである。</p>
-------------------------------	--

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

6 複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等

地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（水循環基本法第5条）

国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の確保については、国が法令等で重要流域に係る保安林の指定等の「基準」を示すことにより担保されるものであり、地方公共団体の事務実施は可能である。

現在、昨年の提案募集を受け、「一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」とこととされるようになったが、これは河川管理者が都道府県である場合に限ろうとするものと考えられる。

そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、提案募集検討専門部会からも指摘があるとおり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、府県への移譲を基本とすべきである。

また、複数府県に跨がる流域に係る民有林の保安林の指定等については、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが可能であり、また、現在「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会」を設置し、今後の取組の方向性等を検討しており、十分対応が可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。

さらに、都道府県知事による保安林の指定解除に係る国への協議・同意についても、現在、同意を要しない協議に見直す方向で検討しているとのことであるが、提案募集検討専門部会からも「同意協議を廃止すべき」「是正の要求等國の一般的関与で足りるのではないか」との指摘のとおり、届出制で十分である。関西広域連合へ保安林の指定解除権限が移譲された場合においても、同様に、届出制とすべきである。

7 国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲

国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等（地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徵収、立入検査を含む。）については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、これらの権限を移譲したとしても、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を侵すものではない。

逆に、総合行政を担う地方公共団体が実施することにより、国立公園の保護と利用の適正なバランスを考慮した処理が可能となる。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。

また、現在、国立公園内での許認可の際、地方環境事務所長権限案件の場合は、標準的な処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。

このため、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあっては、関西広域連合へ移譲すべきである。

8 国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲

国立公園及び国定公園は、国において、公園区域を定めて指定し、その保護及び適正な利用の推進を図るため、公園計画を決定している。

ただし、国定公園は、国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県となっており、国において決定された国定公園の公園計画に基づき、府県が管理している。これは、府県の自主性・主体性が尊重されているとはいえない。

国定公園に関する公園計画は、国との協議を踏まえ、地域の実情に応じて地方公共団体が決定すべきであり、府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園に関する公園計画については、関係府県の調整により決定することとすべきである。また、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合が存在し、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。

提案区分	移譲先の団体	関西広域連合
	現行の実施主体	1～4 国土交通省 5 内閣官房 6 農林水産省 7、8 環境省
根拠法令等		1 土地形成計画法第9条 2 土地利用計画法第9条第10項・第14項 3 近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条 4 都市計画法第5条第4項 5 水循環基本法第16条 6 森林法第25条、第26条、第26条の2第4項 7 自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、 第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、 第30条、第32条、第33条、第34条、第35条 8 自然公園法第7条第2項、第8条第2項
所管府省/出先機関		1～4 国土交通省（本省） 5 内閣官房（本省） 6 農林水産省（本省） 7 地方環境事務所 8 環境省（本省）
分野事務局		1～6 国出先機関対策PT 7 山陰海岸世界ジオパーク推進担当 8 広域環境保全局

No. 2	広域的な医療・介護提供体制の確保のための事務・権限				
提案の具体的な内容	<p>人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と新たな事業者の参入を促し、広域的な提供体制の確保を図る。</p> <p>また、介護保険では、保険事業者の指定・監督の権限が都道府県・市町村にあるが、医療保険について診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>				
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れをつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。</p> <p>医療保険では診療報酬は全国一律の価格、介護保険では介護報酬は地域区分による価格設定がされているが、ともに国で定められている。介護・医療提供体制の不足地域の解消を図るためにには、こうした全国画一的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。</p> <p>広域連合に診療報酬・介護報酬の決定権限の一部を移譲し、広域連合において独自に地域加算等を決定する権限を付与し、国による診療報酬・介護報酬の設定（全国標準額）をもとに、広域連合において審議会や社会保険医療協議会（地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管）を設置し、各地域の提供体制等の状況を踏まえた地域加算等について諮問し、その審議・答申をもとに設定を行う仕組みとする。なお、本人負担額については同一を基本とし居住地によって格差が生じないような仕組みとしたい。</p> <p>また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲と併せて、地方厚生局における地方社会保険医療協議会を広域連合に移管することにより、保険医療機関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。</p>				
提案区分	<table border="1"> <tr> <td>移譲先の団体</td><td>関西広域連合 ※手挙げ方式により関西広域連合において先行的に実施</td></tr> <tr> <td>現行の実施主体</td><td>(診療報酬・介護報酬の決定) 厚生労働省(本省) (保険医療機関の指定・監督) 厚生労働省・地方厚生局</td></tr> </table>	移譲先の団体	関西広域連合 ※手挙げ方式により関西広域連合において先行的に実施	現行の実施主体	(診療報酬・介護報酬の決定) 厚生労働省(本省) (保険医療機関の指定・監督) 厚生労働省・地方厚生局
移譲先の団体	関西広域連合 ※手挙げ方式により関西広域連合において先行的に実施				
現行の実施主体	(診療報酬・介護報酬の決定) 厚生労働省(本省) (保険医療機関の指定・監督) 厚生労働省・地方厚生局				
根拠法令等	健康保険法 介護保険法				
所管府省/出先機関	厚生労働省／地方厚生局				
分野事務局	広域医療局、国出先機関対策PT				

No. 3	関西における広域的な産業振興・農林水産業振興のための戦略的支援施策の決定権限
提案の具体的な内容	関西における広域的な産業振興・農林水産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業振興や農林水産業振興を強力に推し進めていくために、関西広域連合が各地域の現状や課題を踏まえて策定する広域振興計画をもとに、国からの財源移譲（国の各種補助金の財源を一括交付金というかたちで広域連合へ移譲）により、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすること。
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業振興や農林水産業振興を強力に推し進めていくためには、産業振興における国の役割を国家的成长戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自律的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施策を展開すべきであり、また、農業政策においては、国は食料安全保障（検疫、農家の所得保障、農地確保等）の観点から全国的な統一性を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割にとどめ、具体的な農業振興策は、国からの権限・財源の移譲により、大きく地方の裁量に委ね、より地域毎の個性を活かした効果的な農業政策を推進できるようにすべきである。</p> <p>関西広域連合においては、関西における広域的な産業振興及び農林水産業振興について構成府県・指定都市と一体となって取組を進めているところであり、広域連合において策定する広域振興計画をもとに、国からの財源移譲（国の各種補助金の財源を一括交付金というかたちで広域連合へ移譲）により、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な産業振興・農林水産業振興の推進が可能となる。</p> <p>なお、国からの財源移譲については、関西広域連合が策定する当該計画に基づき、毎年度、各種補助金の財源を自由度の高い一括交付金というかたちで広域連合へ移譲する。広域連合では、それを基金として広域的な観点から関西圏における各地域の実情に踏まえて策定する当該計画に基づき、民間事業者等に対して戦略的に支援を実施し、その成果を次年度の計画の見直しに反映させるなどPDCAサイクルを構築することで、着実な取組の推進を目指す。</p> <p>また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってしまっている。</p>

提案	移譲先の団体	関西広域連合
区分	現行の実施主体	経済産業省、農林水産省
根拠法令等		
所管府省/出先機関	経済産業省／近畿経済産業局、農林水産省／近畿農政局	
分野事務局	広域産業振興局、広域産業振興局農林水産部	

No. 4	大学設置認可及び補助金交付に係る事務・権限
提案の具体的な内容	<p>1 大学の設置認可に当たっては、地方創生の観点から地域への貢献などについて基準に追加するとともに、広域連合の構成府県域内に設置する大学（サテライト校、連携大学院などを含む。）に関する設置認可の権限を広域連合に移譲することを求める。</p> <p>2 併せて、地方大学の新規設置・充実がなされる場合には経常費補助金等の増額などのインセンティブを盛り込んだ制度を構築した上で、広域連合に補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。</p> <p>3 また、地方大学における外国人留学生数の増加のための取り組みに対しても補助金の増額を実施するとともに、広域連合に補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。</p> <p>なお、これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による設置認可に当たって広域連合の意見を聞くしきみを設けることを求める。</p>
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。</p> <p>しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域が求めるニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。</p> <p>1 したがって、東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の時代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大学の新規設置・充実が不可欠である。</p> <p>2 地方大学の新規設置・充実には、経常費補助金等の増額などのインセンティブの付与が効果的であるため、これらの制度化が求められる。</p> <p>3 国では「留学生 30 万人計画」により外国人留学生の受入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとどまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。</p> <p>地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加され、補助金制度に地方大学の新規設置・充実や外国人留学生の受入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が設置認可及び補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学（外国人留学生）の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。</p>

提 案 区 分	移譲先の 団体	関西広域連合など都道府県を越える広域行政組織
	現行の 実施主体	文部科学省
根拠法令等		学校教育法第4条第1項 大学設置基準 私立大学等経常費補助金交付要綱 等
所管府省 /出先機関		文部科学省
分野事務局		国出先機関対策PT

No. 5	地方への移住を希望する高齢者に対応できる制度の充実 (介護保険における住所地特例制度の適用対象の拡大)								
提案の具体的な内容	<p>人口減少克服・地方創生に向け、進学や就職で首都圏に出て行った、ゆかりのある高齢者の里帰りを促進するため、「住所地特例制度」の適用対象を拡大することを求める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が</u> ・<u>実家等（サービス付き高齢者向け住宅に登録された空き家等）へ里帰りする場合に</u> ・<u>必須サービス（安否確認・生活相談）のみの場合</u> <p>も「住所地特例制度」の対象とする。</p> <p>※住所地特例が認められるサ高住 必須のサービス+食事提供や入浴介助等のサービス</p>								
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>首都圏では、まだまだ高齢者が増加するが、施設整備が十分でないため、大量の待機者が発生する見込みであり、新規建設をすると膨大なコストが発生する。</p> <p>一方、出身地では、将来的には介護余力の発生が見込まれる。また、首都圏と比較し介護従事者の割合が高く、雇用の受け皿として重要であるが、このままでは、介護従事者の職が失われ、人口流出が加速するおそれがある。</p> <p>そこで、首都圏に在住するゆかりのある高齢者の出身地への里帰りを促進し、介護余力の生じる出身地の施設を有効活用することにより、首都圏での新規建設を抑えることができ、全国トータルで建設コストの節減が可能となる。</p> <p>加えて、出身地の介護需要が維持され、若者をはじめとする介護従事者の雇用の場が確保され、地域振興とともに地域経済の活性化に寄与する。さらには都会で住む高齢者が、医療・介護資源が充実し自然豊かで食べ物がおいしい出身地でゆとりある生活を送ることができ、都会の高齢者に潤いをもたらす。</p>								
提案区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">提案</td><td style="width: 90%;">移譲先の団体</td></tr> <tr> <td></td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>現行の実施主体</td></tr> <tr> <td></td><td>—</td></tr> </table>	提案	移譲先の団体		—		現行の実施主体		—
提案	移譲先の団体								
	—								
	現行の実施主体								
	—								
根拠法令等	介護保険法 高齢者住まい法								
所管府省/出先機関	厚生労働省 国土交通省								
分野事務局	国出先機関対策ＰＴ、徳島県								

No. 6	地方への移住を希望する高齢者に対応できる制度の充実 (サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空き家の有効活用))										
提案の具体的な内容	<p>人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版C C R Cの検討が進められている。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリアフリー化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一举に解決することができる。</p> <p>そこで、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所（サービス提供拠点）について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。</p>										
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリアフリー化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。</p> <p>こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。</p>										
提案区分	<table border="1"> <tr> <td>移譲先の団体</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現行の実施主体</td><td>—</td></tr> <tr> <td>根拠法令等</td><td>高齢者住まい法 介護保険法</td></tr> <tr> <td>所管府省/出先機関</td><td>国土交通省 厚生労働省</td></tr> <tr> <td>分野事務局</td><td>国出先機関対策P T、徳島県</td></tr> </table>	移譲先の団体	—	現行の実施主体	—	根拠法令等	高齢者住まい法 介護保険法	所管府省/出先機関	国土交通省 厚生労働省	分野事務局	国出先機関対策P T、徳島県
移譲先の団体	—										
現行の実施主体	—										
根拠法令等	高齢者住まい法 介護保険法										
所管府省/出先機関	国土交通省 厚生労働省										
分野事務局	国出先機関対策P T、徳島県										

No. 7	地方創生にむけた広域的な取組の推進 (広域連合における地方版総合戦略の策定等)
提案の具体的な内容	まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定することとされているが、関西広域連合のように地方創生に取り組む広域行政組織についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすること。
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>関西においては、府県域を越える唯一の広域連合（特別地方公共団体）である関西広域連合があり、関西圏の地方創生に向けて、府県域を越える広域行政課題の解決を図るとともに、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域行政の推進に独自に取り組んでいるところである。また、関西広域連合では、「関西圏域の展望研究会」を設置し、災害に強い国土形成の観点を踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさを実感できる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望した取組についての研究を行っている。</p> <p>訪日外国人誘客にむけた広域観光振興の取組、関西における広域的・戦略的な産業振興、農林水産業振興の取組、広域ドクターヘリの運航、広域的な再生可能エネルギーの拡大・低炭素社会づくりの推進の取組など、府県域を越えた広域行政について具体的に取組を進めている関西広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。</p>
提案区分	移譲先の団体
	—
現行の実施主体	—
根拠法令等	まち・ひと・しごと創生法
所管府省/出先機関	内閣官房
分野事務局	本部事務局（計画課、国出先機関対策PT）

No. 8	大規模災害における広域連合の代行
提案の具体的な内容	南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により、府県庁自体が人的、物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合において、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あらゆる事態に対応しうる、より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」を策定するとともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定める関西広域応援・受援実施要綱を作成している。</p> <p>南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受けることが想定されるなか、広域的な支援体制を構築することが必要となる。</p> <p>こうした状況のなかで、構成団体で府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、応援受援体制が構築されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な支援を行えるよう、以下の点について災害対応法制を見直す必要がある。</p> <p>災害対策基本法第86条の13「内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行」に基づき、国が代行することとなっている構成団体間の広域避難に係る協議等を、関西広域連合が代行できる規定とすること。</p>
提案区分	移譲先の団体
	—
	現行の実施主体
	—
根拠法令等	災害対策基本法 第86条の13
所管府省/出先機関	内閣府
分野事務局	広域防災局

No. 9	大規模災害発生時の外国人医師の受け入れ				
提案の具体的な内容	南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時においては、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりととした法的な枠組みを求める。				
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないこと」とされている。（医療法第2条、第17条）しかしながら、医療法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考える。」との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかつたものと考えるが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）において、外国医療関係者による医療の提供の許可（第91条）について規定されていることからも、しっかりととした法的な枠組みが必要だと考える。</p> <p>また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された育成システムがない」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。</p>				
提案区分	<table border="1"> <tr> <td>移譲先の団体</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現行の実施主体</td><td>—</td></tr> </table>	移譲先の団体	—	現行の実施主体	—
移譲先の団体	—				
現行の実施主体	—				
根拠法令等	医療法、災害対策基本法				
所管府省/出先機関	厚生労働省、内閣府				
分野事務局	広域医療局				

No. 10	自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給
提案の具体的な内容	日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進していくことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすべきであり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすること。
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>徳島県の飯泉知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国駐大阪総領事にその安全性をPRしてもらうよう要請を行った際、総領事から「中国では地方政府の職員に「公用旅券」が発給されており、日本でも同様に自治体職員に「公用旅券」が発給されてもよいのではないか」との指摘があったところである。公用と国に認められた者が相手方と対応するかどうかというのは、中国のような国であれば大きく影響するということから、そうした指摘を踏まえ、関西広域連合としては、国の予算編成等に対する提案書の提出などを通じて、これまでから国に要望してきたところであるが、未だ実現には至っていない。</p> <p>近年、各地方公共団体においても、各地域の特色を活かしたトップセールスやインバウンドの取組が積極的に行われているなか、こうした各地域の取組を後押しし、国際交流による地域経済の発展を進めていくためには、自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすることが必要であり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務を関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。</p> <p>なお、相手国によっては日本の「公用旅券」についての認知度が低く、入国事務での手続きに支障が出ている事例もあり、「信頼性」をしっかりと裏付ける「公用旅券」として、世界各国での認知の徹底を図れるような措置を合わせて講じる必要がある。</p>
提案区分	移譲先の団体
	—
	現行の実施主体
	—
根拠法令等	旅券法第2条、第4条、第5条の2、第8条 等
所管府省/出先機関	外務省
分野事務局	国出先機関対策PT、徳島県

No. 11	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限				
提案の具体的な内容	<p>現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」としている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限（広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く）について、広域連合への移譲を求める。</p> <p>また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援（旅行業法の特例等）が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。</p>				
具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>大きく増加傾向にある訪日外国人観光客について、その効果を全国各地に波及させることが急務となっている。</p> <p>観光圏の整備に際しても、今後は大きく圏域をまたがる広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みなどが必要と考えられるが、こうした地域間の調整を国が行っていくことは難しいと思われる。</p> <p>関西広域連合のような広域行政組織では、地域の状況に詳しく、観光圏整備においても計画段階から情報を共有し、域内の観光圏や周辺地域との連携による観光交流圏の広域化を支援していくことが可能である。</p> <p>また、個々の観光エリアではうまく伝えることができないディスティネーションとしてのイメージを、関西を一体的な観光エリアと見なし、広域観光周遊ルートも含め、複数の観光圏が連携して地域の総合力としてさらなる誘客を図っていくことができる。</p> <p>現在の観光圏の整備には府県も加わっているが、実際に進めているのは市町村である。それらを円滑に束ねて、観光圏個々の整備に止まらず、圏域を超えて連携させていくには、広域的な地域間の調整ができる関西広域連合のような広域行政組織が適任であり、トータルに認定事務が行える効果は大きい。</p>				
提案区分	<table border="1"> <tr> <td>移譲先の団体</td><td>関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。</td></tr> <tr> <td>現行の実施主体</td><td>観光庁</td></tr> </table>	移譲先の団体	関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。	現行の実施主体	観光庁
移譲先の団体	関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。				
現行の実施主体	観光庁				
根拠法令等	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 第8条第3項（観光圏整備実施計画の認定）				
所管府省/出先機関	国土交通省／地方運輸局				
分野事務局	広域観光・文化振興局				

No. 12	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大				
提案の具体的な内容	<p>上記の提案については、昨年提案を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討」とされ、有識者会議における当面の方針の取扱区分では、「実現に向けて実施の具体的手法や時期等を引き続き検討」とされた。その後、総務省の第2次回答での確認事項に対して意見を提出し、総務省において各府省と調整されたが、最終的に方針では「実現できなかったもの」とされた。</p> <p>広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲が、広域連合の事務に密接に関連する事務に限定されていることで、地方自治法に基づく要請権が実質的に行使できないものとなっており、広域連合制度の充実を図る上での障害となっていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。</p>				
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>現行規定では、広域連合が必要と考える事務の移譲を国に要請するためには、それに先立って、構成団体から密接に関連する事務の広域連合への持ち寄り（移管）を先行しなければならないことになるが、広域連合においては、国から移譲される事務と構成団体から移管された関連する事務とを一体的に処理することにしないと、二重行政の解消や事務集約化による効果が充分に得られないばかりか、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができない。</p> <p>広域連合としては、国に事務の移譲を求める上では、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められることで、実質的にその行使ができないことになってしまっている。</p>				
提案区分	<table border="1"> <tr> <td>移譲先の団体</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現行の実施主体</td><td>—</td></tr> </table>	移譲先の団体	—	現行の実施主体	—
移譲先の団体	—				
現行の実施主体	—				
根拠法令等	地方自治法第291条の2第4項				
所管府省/出先機関	総務省				
分野事務局	本部事務局（国出先機関対策P.T.）				

No. 13	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者指導・処分等権限の移譲				
提案の具体的な内容	<p>各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき府県は、調査、処分権限を有しているが、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の案件とされており、広域的な案件は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。</p> <p>経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている広域的な消費者被害が生じている事案についての調査、処分に関する事務について、府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。</p>				
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	<p>府県が単独で、事業者の行政処分（業務停止命令）を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けた広域的な行政処分、または各府県が連携した行政処分でなければ、処分の効果は限定的となる。</p> <p>現行、広域事案については、個別事案の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応を行っているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけていくことが重要である。</p> <p>関西広域連合においては、府県域を越える事案への対応を一体的に、効果的かつ効率的に実施できるよう、本件提案の事務・権限の移譲を前提に、構成府県の特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者指導・処分等の事務を広域連合へ持ち寄ることを考えている。</p> <p>そのため、複数府県にまたがる事案への対応については、事業者との仲介・あっせんを行う相談窓口がない経済産業局が行うよりも、常日頃から構成府県と連携して対応することができる関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者指導等についての一体的な対応による効果的な事務執行と二重行政の解消を図ることができる。</p>				
提案区分	<table border="1"> <tr> <td>移譲先の団体</td><td>関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。</td></tr> <tr> <td>現行の実施主体</td><td>消費者庁／経済産業局</td></tr> </table>	移譲先の団体	関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。	現行の実施主体	消費者庁／経済産業局
移譲先の団体	関西広域連合など都道府県域を越える広域行政組織 ※ まずは手挙げ方式により希望する団体へ移譲すべきである。				
現行の実施主体	消費者庁／経済産業局				
根拠法令等	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条				
所管府省/出先機関	経済産業省／経済産業局				
分野事務局	国出先機関対策PT・兵庫県				